

# 文化勲章令

昭和十二年二月十一日  
勅令第九号

朕文化勲章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

文化勲章令

文化勲章ハ文化ノ發達ニ関シ勲績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

## 文化勲章製式

章	鈕	環	綬
金橘花径六・六糎 花卉白色盛上七宝、重廓間蕊金地 濃藍色七宝、曲玉白色七宝、地赤 色七宝	金橘葉実 葉綠色七宝、実淡綠色七宝	金小形楕円	幅三・七糎 織地淡紫色

文化勲章〔図略〕

文化勲章綬〔図略〕

文化勲章略綬(淡紫色径一糎図ノ如キ同色ノ翼ヲ附ス)〔図略〕

文化勲章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩ブ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス